

総務文教委員会調査報告書

平成23年9月21日

総社市議会議長 萱原潤様

総務文教委員会
委員長 赤澤康宏

本委員会の調査事件について、その調査結果を、総社市議会会議規則第103条の規定により報告する。

記

1 調査事件

吉備路郷土館の活用について

2 調査の経緯・経過

岡山県が閉館を決定し、建物の無償譲渡、土地の無償貸与によって本市に引き受けの打診があり、その取扱いについて協議している吉備路郷土館については、平成23年6月17日から同年7月28日まで、「吉備路郷土館の改修について」所管事務調査を実施した。この際取りまとめた調査結果については、同年9月5日、市議会において「美術館としての整備計画は白紙とすべき」と議決された。

これを受けて、あらためて当局から、①郷土作家の作品を展示する展示施設②教育委員会が所蔵する絵画や工芸品の収蔵施設③吉備路風土記の丘を紹介するガイダンス施設設置ーを内容とする改修素案がまとまったとの報告があった。

このため、本委員会では、「吉備路郷土館の活用について」所管事務調査を実施することとした。

第1回 平成23年9月14日 本委員会開催

第2回 平成23年9月21日 吉備路郷土館の視察及び本委員会開催

3 調査結果及び意見

第1回は当局から提案のあった資料（別紙1）に基づき説明を受けた。

これに対し委員からは、「以前の美術館計画の事業費を縮小しただけのものである」という意見が多く、先の調査報告書に沿った内容での検討を当局に再度要請するとともに、吉備路郷土館を視察することを決定した。

第2回は、第1回を踏まえて、再度当局から提出された資料（別紙2）を基に現地視察の後、委員会を開催した。

これに対し委員からは、「現在の当局の活用案は、博物館法上の美術館ではないものの、美術館の類似施設として改修しようとするものである」、「前回の調査報告書にもあるように、美術館として整備するのであれば、美術館に対する確固たる整備計画を策定した上で、別に美術館整備を進めるべきである」などの意見が出された。

4 まとめ

本委員会は、次の点に留意した吉備路郷土館の活用を図ることを提案する。

1. 現在本市にとって必要な施設は「収蔵施設」であるという点は、議会、当局の共通認識である。このため、吉備路郷土館を活用するのであれば、主として収蔵施設としての活用を図るべきであり、美術品や工芸品を収蔵するのであれば、確実な防犯対策が必要である。
2. 「吉備路風土記の丘を紹介するガイダンス施設」は、岡山県が無償譲渡の条件として設置を求めていた。ガイダンス施設は、常時開放できるスペースとし、人件費などの維持管理費がかからない方法で運営をすることが望ましい。
3. 「展示施設」を造る場合は、中央公民館内の市民ギャラリーのように、そこを利用する人が自主的に運営や管理をするなど、その具体的な方法は、当局においてさらに検討すべきである。

岡山県との協議を進めるに当たり、上記3点のことを踏まえた上で、活用案を検討されるよう要請し、調査を終了する。